

令和3年3月16日

沖縄県議会議長

赤 嶺 昇 殿

派 遣 議 員

団 長 照 屋 守 之

照 屋 大 河

「米軍人による強制わいせつ事件に関する意見書」及び「同抗議決議」
の要請議員団報告書

上記のことについて、別紙のとおり報告します。

別紙

「米軍人による強制わいせつ事件に関する意見書」及び「同抗議決議」
の要請議員団報告書

1 派遣委員

団長 照屋守之
照屋大河

2 派遣目的

令和3年第1回議会（定例会）の2月24日の会議において議決された上記
の意見書及び同抗議決議の趣旨を関係要路に要請するため。

3 派遣期間

令和3年3月5日（金）（1日）

4 要請日程

別紙のとおり

5 要請概要

団長が意見書及び同抗議決議の趣旨を説明した後、被害者及び家族への謝罪及び完全な補償を行うこと、米軍人・軍属等の綱紀粛正と実効性のある再発防止策を講ずるよう求めること、勤務時間外行動の指針（リバティエー制度）を遵守するよう求めること、米軍人・軍属等による事件・事故防止のための協力ワーキングチーム（CWT）を早期に開催すること及び日米地位協定を抜本的に見直すこと等について強く要請した。

6 要請に対する答弁の要旨（要請順）

○ 沖縄防衛局長 田中利則

今回、米軍人による公務執行妨害容疑、強制わいせつ容疑で逮捕されたということであるが、私どもとしては、こうした事件によって地元の皆様方に不安や懸念を与えたということは極めて残念に思う。

私どもとして、米軍に対しては遺憾の意を表明するとともに、隊員の教育、綱紀粛正、再発防止の徹底について申入れをさせていただいた。

さらに、当局の担当部長のほうから直接海兵隊に面談し、改めて隊員に対する教育の徹底について申し入れたところである。引き続き、関係機関と連携してこうした事件の再発防止に取り組んでまいりたい。

(質疑応答)

Q 私どもはこういう事件・事故について速やかに対応するというので、抗議要請を毎回やるが、我々は執行権がない。これまでも県議会は、沖縄県、沖縄防衛局、外務省沖縄事務所、米軍もそういう仕組みをつくって協議をしてほしいということをお願いしているが、そういう気配がなかなか見られない。これはどういうことなのか。

A 事件・事故の関係については意見書の中でもあるけれども、米軍人・軍属等による事件・事故防止のための協力ワーキングチームというものが設置されている。現在、事務局は外務省沖縄事務所が担当しているが、外務省のほうで関係機関との調整を実施しているということである。私どもとしても、こういった協議の場でこのような事件の再発防止について、きちんと議論していければと思っている。

Q 毎回、要求しているが、トラブルが起こる前にお互いに協議をするから意味がある。定期的に日常的に相互の立場でしっかり意見交換をして、トラブルが起こらないようにするということが、このワーキングチームの目的ではないのか。開催されない要因はどういうことなのか。

A ワーキングチームは外務省沖縄事務所が窓口となって、関係機関の調整を行っている。定期的に開催して様々な意見交換をしておくべきであるという御指摘だと思うので、私から外務省にもきちんと伝えて、関係機関で議論をさせていただければと思う。

Q この米兵はうるま市のキャンプ・コートニー所属で、事件の発生場所は那覇市、事件の発生時刻は午前5時過ぎである。リバティ制度、あるいはコロナ感染対策指針に違反しているのではないかと思うが、その辺はどうか。

A その件に関しては、たしか海兵隊の政務外交部長が県で抗議を受けた際に、同様の質問を受けていたかと思う。米側の立場としては、個々の事案の規律違反等については詳細にお答えすることはしないということだと理解しているけれども、そういった規律違反というものが確認されたのであれば、米軍の中で、きちんと対応はなされているというふうに理解している。

Q 沖縄防衛局、防衛省として実効性ある再発防止策をしっかりと協議して、米側に提案していくことについては、いかがか。

A 私どもとしても、いろいろなレベルで米軍と定期的に意見交換をさせていただいている。そうした場において、様々な提案等をさせていただくという場合もある。いずれにしても、私どもとしては、地元の皆様のいろいろな思いをできるだけ酌み取れるように、今後とも対応に努めてまいりたい。

Q 別件になるが、話題になっている遺骨の土砂の件だけれども、実際新しく熊野鉦山というところから、砂利などを採るという計画を県に提出したのか。

A 経緯から説明させていただきたいが、南部地域にまだ収容されてない遺骨が多数あるということは、非常に痛ましいことである。遺骨の収容についてはいろいろな制度、法的な枠組みがある。当然、国も責任を持って収容に努めていかなければいけないというふうに思っている。

昨年4月22日、私どもで埋立承認変更申請を提出しているが、その記載の中で、従来は記載のなかった本島南部地域での岩ズリ等の採取というものが追加されている。その中で、調達可能数量として南部地域からは3100万立米くらい採れるということで記載しているが、その前提となっているものは、令和元年6月に業者にアンケートを取った。このアンケートは関係法令、いわゆる鉦業権を持って事業を行っている採石業者を対象に、私どもの事業にそうした建築資材の提供は可能かというアンケートを取らせていただいた。このアンケートに対して、沖縄本島の南部地域の13事業者から回答をいただいているということである。

御指摘の熊野鉦山については、まだ事業を行っていないところであるので、当然このアンケート調査には含まれていない。それから私どもが県に提出している埋立承認変更申請に記載されている調達可能数量、見積量の中には含まれていない、そういった状況である。これが事実関係である。

Q 県にそれが提出されているのであれば、何で県知事はあのような言い方をするのか。

A 県でも理解はされていると思う。昨日の県議会の答弁の中でも、遺骨の収容については時間をかけてきちんと対応することが必要という話をされていると思うので、普天間飛行場代替施設建設事業の問題と遺骨の収容の問題は、次元が違う話、つまり遺骨の問題というものは私どもの事業であろうが、他の事業であろうが、それが混入したような状況で使用されるということはあるてはならない話である。そこはきちんとそういった遺骨というものが入らないような形で建築資材は供給されるということが重要だと思う。

昨日の知事の答弁というものは、私はそういうことで理解している。

○ **第3海兵遠征軍司令官 ステーシー・クラディ中将**

第3海兵遠征軍司令官不在のため、ニール・オーウェンズ海兵隊太平洋基地政務外交部G-7部長へ手交した。

このたびは、海兵隊員が重要な容疑で逮捕されたことに対して謝罪の意を表し、被害に遭われた女性のことを案じている。この事案に関しては日本の警察に捜査権があるので、我々は引き続き協力したい。

我々海兵隊は厳格な規定を定めており、海兵隊員はこの規定を遵守することになっている。クラディ中将は度々上級士官に部隊の海兵隊員に対して、我々の制度について徹底して綱紀粛正を図るよう申し伝えている。多くの海兵隊員が厳しい規律を守って生活しているが、中にはできていない者がいる。我々のリバティーポリシーや健康管理体制の規定に従わなかった者に関しては、その者に責任を取ってもらう。ケース・バイ・ケースで、どのような処置がされるか決まってくる。

個別のケースに関しては、プライバシーの問題もあるので申し上げられないが、基本的にはリバティーポリシーや健康管理体制の規定を破った者に関しては、司法外の処分、NJPと呼ばれている処置がなされる。この処分は階級を下げたり、減給、隊舎の隔離処置、追加任務等がなされる。こういった司法外の処分になった海兵隊員の多くが、海兵隊としてのキャリアをなくすということに至ることが多い。

CWTについては、各関係機関とのミーティングとなるので、まずは外務省沖縄事務所のほうが在日米軍を通してこのミーティングを調整しているかと思う。

SOF A一日米地位協定の合意事項に関しては、日本とアメリカの政府同士の合意事項なので、私のコメントは差し控える。

(質疑応答)

Q NJPという処分がされるということを沖縄県民は分かっていない。ぜひCWTを定期的にやって、海兵隊は米軍はこういう努力をしているということを県民に知らせる必要がある。

A 我々は、個々のケースに関してプライバシーの問題があるので、表に情報提供ができない。CWTが、我々がどのようなことをやっているのか理解していただくためのよい機会になると御提案いただいたので、決定権を持つ者

たちに伝える。

Q 事件の発生時時刻が午前5時、リバティー制度や新型コロナウイルス感染対策指針に違反したと捉えている。この制度や指針が守られているか確認するために、どのような仕組みがあるか。

A 今回のケースは、第3海兵遠征軍のリバティーポリシーとして、その時間帯に娯楽目的で那覇にいる許可は下りていない。そういった事実はあるが、この件はまだ捜査中の案件のため、今後の成り行きを現時点では注視しているところである。

リバティーポリシーが機能しているかチェックするものとして、我々は海兵隊員によるパトロールを行っている。この内容としては、海兵隊員がよく行く国際通り、アメリカンビレッジなどそういうところに制服を着た者たちが、違反している者がいないか取締りのためにパトロールをしている。もちろん法的な権限はないが、仮にそのような場所や時間帯にいるべきではない者を発見した際には、その場で取り締まる。

Q 実際にパトロールで取締りをしたことはあるか

A 違反している者を発見した際に、名前、所属、階級等を聞き出し、まずは即座に基地に戻す。パトロールは夜が多いので、翌朝にその者が所属する部隊の上官に通達し、部隊からその違反者に対する処分がされることになっている。

○ 在沖米国総領事 ロバート・ケプキー

海兵隊員がこのような容疑で逮捕され、大変遺憾に思う。被害者と不安を与えた県民に対しておわびする。海兵隊は不法行為を深刻に受け止めており、現在、捜査は日本の司法が行っているが、全面的に協力している。

このような事件は許されるべきではなく、総領事としても今回の事件には失望している。いずれにしても、私からも改めて今回の要請を米国大使館、ワシントンの国務省、ペンタゴン、そして全ての関係者に伝える。

(質疑応答)

Q 海兵隊はリバティー制度等を違反した者に対して、厳しい処置をしていると聞いたが、県民には伝わっていない。CWTを定期的開催し、日本政府、米国、米軍の考えを伝えるべきではないか。

A CWTは私たちも重要な場、機会だと思っている。外務省に開催のために

協力していく。

○ 外務省沖縄事務所特命全権大使（沖縄担当） 橋本尚文

この事件については発生時に逮捕された時点で、我々のほうから米軍に対していろいろなチャンネルを通じて申入れを行った。非常に遺憾であるということのみならず、こうした事件、何度か過去にも起こっているが、改めて綱紀粛正と教育をきちんとやってほしいということを示している。

先方ももちろんこうした事件が再発したことについては非常に遺憾だとして、改めて教育と再発防止に取り組んでいくと、実際に彼らとしても取り組んできたと思うが、また起きてしまったということで非常に残念だということだったと思う。

CWTについては、前々代の大使からしばらく開かれていないということは聞いているが、何もしていないわけではなく、私が来てからも早期開催について、米側、沖縄県とも調整を行っているところである。今回は強制わいせつだが、それ以外にも飲酒に関係するいろいろな事件も起こっているので、そうしたことも含めてきちっと対処してもらおうよう、引き続き関係者と連携して対応していきたい。

（質疑応答）

Q これまで何度も県からも議会からの要請があると思うが、事件・事故に関するワーキングチームについては、沖縄防衛局も米軍も外務省沖縄事務所が事務局だと言っていたので、しっかりその開催に向けて頑張っていたきたい。

A CWTについては、我々も一生懸命取り組んでいるところであり、米軍、それから県、関係機関と連携して、具体的に物事が前に進むように努力を続けていきたい。

以上

別紙

要 請 日 程

月 日	曜日	時間	要 請 先 等	場 所
令和3年 3月5日	金	11:15) 11:30	沖縄防衛局長 田 中 利 則	沖縄防衛局 会議室
		13:30) 13:45	第3海兵遠征軍司令官 ステーシー・クラディ (第3海兵遠征軍司令官不在のため、ニール・オーウェンズ海兵隊太平洋基地政務外交部G-7部長に手交)	キャンプフ ォスター内 政務外交部 会議室
		14:15) 14:30	在沖米国総領事 ロバート・ケプキー	在沖米国領 事館総領事 室
		15:15) 15:30	外務省沖縄事務所特命全権大使(沖縄担当) 橋 本 尚 文	外務省沖縄 事務所会議 室